

5 - 19 被牽引自動車の制動装置

5 - 19 - 1 装備要件

- (1) 被牽引自動車には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、5 - 19 - 2 の基準に適合する2系統以上の制動装置を備えなければならない。(保安基準第12条第1項関係)
- (2) 車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車にあつては、当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 25km/h 未満の自動車を除く。))を除く。)の車両重量の2分の1を当該被牽引自動車の車両総重量が超えない場合には、(1)の規定にかかわらず、主制動装置(走行中の自動車の制動に常用する制動装置をいう。以下同じ。)を省略することができる。(保安基準第12条第2項関係)

5 - 19 - 2 性能要件

5 - 19 - 2 - 1 テスタ等による審査

- (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第171条第1項関係)
- (2) 制動装置は、5 - 15 - 2 - 1 (2)の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第6項関係、細目告示第171条第8項関係)
- (3) ブレーキ・テスタを用いて(2)の基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。

制動装置は、5 - 15 - 2 - 1 (3) の基準に適合すること。(細目告示第171条第6項第2号関係)

主制動装置は、牽引自動車の主制動装置と連動して作用する構造であること。(細目告示第171条第6項第3号)

主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、被牽引自動車のみ主制動装置を作動させることにより、セミトレーラにあつてはア、それ以外の被牽引自動車にあつてはイの計算式に適合する制動能力を有すること。(細目告示第171条第6項第4号関係)

ア $S = 0.15V + 0.0086V^2$

イ $S = 0.15V + 0.0077V^2$

この場合において被牽引自動車を牽引する牽引自動車の原動機と走行装置の接続は断つこととし、

S は、被牽引自動車単体の停止距離(単位 m)

V は、制動初速度(被牽引自動車を牽引する牽引自動車の最高速度とする。ただし、最高速度が 60km/h を超える牽引自動車に牽引される被牽引自動車にあつては、60 とする。)(単位 km/h)

被牽引自動車の制動装置のうち主制動装置を除く制動装置(主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統)は、乾燥した50分の9こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において、運転者の操作力は、600N以下とする。(細目告示第171条第6項第6号関係)

5 - 19 - 2 - 2 視認等による審査

(1) 制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2)及び(3)の基準に適合するものでなければならない。

(細目告示第15条第1項関係、細目告示第171条第1項関係)

(2) 制動装置は、5 - 15 - 2 - 2 (2) の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第6項関係、細目告示第171条第6項第2号関係)

(3) 次に掲げる被牽引自動車の主制動装置は、5 - 19 - 2 - 1 (3) の基準にかかわらず、被牽引自動車とこれを牽引する牽引自動車とが接近することにより作用する構造とすることができる。この場合において、5 - 19 - 2 - 1 (3) の基準は適用しない。(細目告示第171条第7項関係)

車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車(セミトレーラを除く。)

最高速度 25km/h 以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車

最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車により牽引される被牽引自動車で車両総重量 2 t 未満のもの(及び に掲げるものを除く。)

5 - 19 - 3

5 - 19 - 4 適用関係の整理

4 - 19 - 4 の規定を適用する。

この場合において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。